



えびの市公告第5号

入札公告

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及びえびの市財務規則（昭和47年えびの市規則第2号）第118条に基づき、条件付一般競争入札（以下「入札」という。）について、次のとおり公告する。

令和8年1月20日

えびの市長 中山義彦



1. 契約担当課

〒889-4292 えびの市大字栗下1292番地
えびの市役所 財産管理課 管財係
電 話 0984-35-1120
f a x 0984-35-0401（代表）
E-mail zaisan@city.ebino.lg.jp

2. 入札に付する事項

- （1）入札件名 令和8年度 えびの市マイクロバス等運行業務委託
- （2）業務内容 市が実施する各種事業に伴うバスによる送迎業務の一部について、利用者の安全かつ快適な送迎を提供するため、えびの市市有バス管理規程の範囲内においてバス運行業務を委託するもの。
- （3）契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3. 入札参加資格

入札参加者は次のすべての要件を満たしていること。

- （1）九州運輸局長から宮崎県を営業区域とする一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けていること。
- （2）公益社団法人日本バス協会から貸切バス事業者安全性評価認定を受けていること。
- （3）西諸県郡管内（えびの市、小林市、高原町）に営業所を有すること。
- （4）地方自治法施行令第167条の4の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。
- （5）国税・地方税の滞納のない者（えびの市内に本店、支店、営業所を有する事業者にあつては、市民税の滞納もない者）あること。

(6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立がなされていない者、民事再生法（平成 11 年法律第 255 号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者、破産法（平成 16 年法律第 75 号）による破産手続、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条に該当する者でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）。

(7) 下記の暴力団等排除要件に該当しない者であること。

ア 役員等（法人にあっては役員（株式会社又は有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員及び組合の理事をいう。）及び支社、支店又は営業所に権限を委任している場合にあってはその代表者、個人にあってはその者及び登記された支配人をいう。）が暴力団関係者（えびの市暴力団排除条例（平成 23 年えびの市条例第 15 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団関係者であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用したと認められるとき。

エ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団関係者を利用するなどしたと認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

カ 役員等が暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

4. 募集要領を交付する場所及び問い合わせ先

えびの市役所 財産管理課 管財係

なお、えびの市公式 HP（下記アドレス）に掲載する。

URL <https://www.city.ebino.lg.jp/>

5. 入札参加資格の確認の申請

この入札に参加を希望する者は、3 に掲げる入札参加資格を有することの確認を受けるため、募集要領で示す書類を次のように提出しなければならない。

(1) 提出期限 令和 8 年 2 月 13 日（金）午後 5 時まで 必着

(2) 提出場所 えびの市役所 財産管理課 管財係

(3) 市で入札参加資格を審査し、有資格者と認めた場合は、条件付一般競争入札参加資格審査結果通知書及び必要書類を交付する。

6. 入札の日時及び場所等

入札の日時：令和8年2月25日（水） 10時00分

入札の場所：えびの市役所 1-3. 4会議室

7. 入札の無効

この公告において示した入札参加資格のない者がした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した者のした入札は無効とし、これらの入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、市長が入札参加資格のある旨を確認した者であっても、入札時点において3に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。

8. 入札保証金等

(1) 入札保証金は、えびの市財務規則第98条により、入札額の100分の5以上とする。

(2) 契約保証金は、えびの市財務規則第99条により、落札額の100分の10以上とする。

(3) 落札額の決定方法

予定価格以下で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

9. その他

本件入札に関する詳細については、募集要領に記載したとおりとする。